

★公共工事の判断基準

※国の判断の基準に準じる。

契約図書において、以下の資材(材料及び機材を含む)、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
詳細は国の判断基準を参照してください。

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|--------------|---------------|---|--|
| 資材 | 盛土材料 | 建設汚泥から再生した処理土 | 【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法及び土壤の汚染に係る環境基準を満たすこと。 |
| | | 土工用水砕スラグ | 【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土木用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |
| | | 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 | 【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。 |
| | | フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 | 【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。 |
| 地盤改良材 | 地盤改良用製鋼スラグ | 【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| コンクリート用スラグ骨材 | 高炉スラグ骨材 | 【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。 | |
| | | 【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| アスファルト混合物 | 再生加熱アスファルト混合物 | 【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30°C程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。 | |
| 路盤材 | 鉄鋼スラグ混入路盤材 | 【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 | |
| | | 【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造された骨材が含まれること。 | |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|----|------------------|----------------------|--|
| | 小径丸太材 | 間伐材 | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p> <p>②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採にあつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> |
| | 混合セメント | 高炉セメント | <p>【判断の基準】</p> <p>○高炉セメントであつて、減量に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</p> |
| | | フライアッシュセメント | <p>【判断の基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p> |
| | セメント | エコセメント | <p>【判断の基準】</p> <p>○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。</p> |
| | コンクリート及びコンクリート製品 | 透水性コンクリート | <p>【判断の基準】</p> <p>○透水係数が1×10^{-2} cm/sec以上であること。</p> |
| | 鉄鋼スラグ水和固化体 | 鉄鋼スラグブロック | <p>【判断の基準】</p> <p>○骨材のうち別表に示された製鋼スラグ(転炉スラグ(銹鉄予備処理スラグを含む)、電気炉酸化スラグ)を重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> |
| | 吹付けコンクリート | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート | <p>【判断の基準】</p> <p>○吹付けコンクリートであつて、1㎡当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</p> |
| | 塗料 | 下塗用塗料(重防食) | <p>【判断の基準】</p> <p>○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</p> |
| | | 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 | <p>【判断の基準】</p> <p>○水性型の路面標示用塗料であつて、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性製材の質量の割合)が5%以下であること。</p> |
| | | 高日射反射率塗料 | <p>【判断の基準】</p> <p>①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。</p> <p>②近赤外波長域日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p> |
| | 防水 | 高日射反射率防水 | <p>【判断の基準】</p> <p>○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。</p> |
| | 舗装材 | 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) | <p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれているものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであること、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであること、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|----|-----------|------------------------------------|---|
| | | 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) | <p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれているものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> |
| | 園芸資材 | パークたい肥 | <p>【判断の基準】</p> <p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比(C/N比) 35以下 ・陽イオン交換容量(CEC)(乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量(N)(現物) 0.5%以上 ・りん酸全量(現物) 0.2%以上 ・加里全量(現物) 0.1%以上 |
| | | 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) | <p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比(C/N比) 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量(現物) 0.8%以上 ・りん酸全量(現物) 1.0%以上 ・アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない) |
| | 道路照明 | LED道路照明 | <p>【判断の基準】</p> <p>○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p> |
| | 中央分離帯ブロック | 再生プラスチック製中央分離帯ブロック | <p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ○製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> |
| | タイル | セラミックタイル | <p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものであること、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> |
| | 建具 | 断熱サッシ・ドア | <p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 <p>【配慮事項】</p> <p>○サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|--------|--------|--|--|
| | 製材等 | 製材 | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ間伐材は、伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採にあって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> |
| | | 集成材 | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採にあって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>○木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> |
| | | 合板 | |
| | | 単板積層材 | |
| | | 直交集成板 | |
| フローリング | フローリング | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採にあって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採にあって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材(基材に木材を使用しない場合に限り)である原木は除く。</p> <p>○木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> | |
| | | 再生木質ボード | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・灌木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資源全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・灌木、小径木以外の原料の原木は、伐採にあって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>○木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> |
| | | 繊維板 | |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|----|----------------|--------------------|--|
| | | 木質系セメント板 | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・灌木・小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室での内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>○木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> |
| | 木材・プラスチック複合材製品 | 木材・プラスチック再生複合材製品 | <p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が、原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障をきたさないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> |
| | ビニル系床材 | ビニル系床材 | <p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再利用システムについて配慮されていること。</p> |
| | 断熱材 | 断熱材 | <p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通して熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいもの。</p> |
| | 照明機器 | 照明制御システム | <p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p> |
| | 変圧器 | 変圧器 | <p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が別に示された区分(省略)ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p> |
| | 空調用機器 | 吸収冷温水器 | <p>【判断の基準】</p> <p>○冷房の成績係数が別に示された表(省略)の区分の数値以上であること。</p> <p>○冷房の期間成績係数が別に示された表(省略)の区分の数値以上であること。</p> |
| | | 氷蓄熱式空調機器 | <p>【判断の基準】</p> <p>①氷蓄熱槽を有していること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③冷房の成績係数が別に示された区分(省略)の数値以上であること。</p> |
| | | ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | <p>【判断の基準】</p> <p>①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>②成績係数が別に示された区分の数値(省略)以上であること。</p> |
| | | 送風機 | <p>【判断の基準】</p> <p>○プレミアム効率のモーターが使用されていること。</p> |
| | | ポンプ | |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|------|---------------|--------------------|---|
| | 配管材 | 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 | <p>【判断の基準】</p> <p>○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済の硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表(省略)に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p> |
| | 衛生器具 | 自動水栓 | <p>【判断の基準】</p> <p>○電気制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p> |
| | | 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 | <p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p> |
| | | 大便器 | <p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p> |
| | コンクリート用型枠 | 再生材料を使用した型枠 | <p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料(廃プラスチック、古紙パルプ)が原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性(材料費、転回回数、回収費、再生処理費等を考慮)が確保されたものであること。</p> <p>○製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> |
| | | 合板型枠 | <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>○木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> |
| 建設機械 | | 排出ガス対策型建設機械 | <p>【判断の基準】</p> <p>○別に示した表(省略)に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒鉛の量が、それぞれの表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> |
| | | 低騒音型建設機械 | <p>【判断の基準】</p> <p>建設機械の騒音の測定値が別表(省略)に掲げる値以下のものであること。</p> |
| 工法 | 建設発生土有効利用工法 | 低品質土有効利用工法 | <p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p> |
| | 建設汚泥再生処理工法 | 建設汚泥再生処理工法 | <p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法及び土壌の汚染に係る環境基準を満たすこと。</p> |
| | コンクリート塊再生処理工法 | コンクリート塊再生処理工法 | <p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。</p> |
| | 舗装(表層) | 路上表層再生工法 | <p>【判断の基準】</p> <p>○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。</p> |

| 分類 | 品目分類 | 品目名 | 品目ごとの判断基準等 |
|-----|--------|-----------------------|---|
| | 舗装(路盤) | 路上再生路盤工法 | 【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。 |
| | 法面緑化工法 | 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 | 【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。 |
| | 山留め工法 | 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 | 【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。 |
| 目的物 | 舗装 | 排水性舗装 | 【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。 |
| | | 透水性舗装 | 【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 |
| | 屋上緑化 | 屋上緑化 | 【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮基準】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。 |